



広島県

商工会報 2023

1月号
 広島県商工会
 TEL082-437-0180
 FAX082-437-0250
 https://skk.hh-kenoh.jp/
 E-mail:kenoh@hint.or.jp

新年のご挨拶



広島県商工会会長 乗越耕司

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、2023年の新年を健やかに迎えになられたことと、心より喜び申し上げます。

広島県商工会地域を取り巻く環境は、人口減少、消費者の高齢化、経営者の高齢化、若い世代の転出など社会的・経済的に一段と厳しい状況にあります。こうした中、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から未だ売上高等の回復が見込めない状況に加え、ウクライナ情勢に伴う原油価格、原材料価格の高止まりや深刻化する人手不足と最低賃金引き上げなど、地域経済の牽引者である私たち中小・小規模事業者は依然として先行きが見通せない厳しい経営環境に置かれています。加えて、相次ぐ自然災害等への危機感も高まっており、事業継続に対するリスクマネジメント、更にDXを活用したビジネスモデルの改革の推進、後継者不在・第三者承継を含む事業承継問題など、中小・小規模事業者は、新たなニーズへの対応も求められています。

こうした環境下において、ポストコロナ時代を踏まえた経済回復に向けて新たな販路開拓や生産性向上が不可欠となる中で、中小・小規模事業者が希望を持って挑戦・成長できるように、広島県商工会は伴走型で支援して参ります。また、地域に最も身近な経済団体である広島県商工会は活動の原点である「きめ細やかな経営支援サービスの充実」を今一度再認識して、事業者へ寄り添った伴走型支援をより推進し「儲かる企業」や「儲かる地域づくり」の実現に向けた支援にさらに重点を置くとともに、会員意識の改革と事業者の持続的発展を目指した事業を推進して参ります。

私は改革なくして進歩はないと思っています。果敢に改革にチャレンジする体制の構築を進め、将来に希望が持てる地域づくりをしていくために、商工会として東広島市との連携を密に行い、県・国とのつながりを強化して、役割をしっかりと果たして参ります。

結びに、本年が皆様方にとりまして、大きな飛躍の年となりますことを祈念致しまして、年頭のご挨拶と致します。

税務相談会のご案内

令和4年分所得税・消費税の確定申告書等の書類は税務署から送付されません。代わりに「**確定申告のお知らせ**」のハガキが届きますので、相談時にはそのハガキをお持ちください。

申告書類が必要な方は、商工会に予備を揃えていますので、ご来会の際にお申し付けください。

広島県商工会職員による所得税・消費税の確定申告の相談日は、下記の日程で実施します。なお、1月中旬頃に、個別にハガキ等でご連絡させて頂きましたので、ご確認の上、指定相談日時にご来会頂き、申告に必要な書類をご提出ください。

3月1日(水)以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、3,300円(税込)を頂くこととなります。

北部会館は、2月1日(火)から3月3日(金)までは、毎日開館致しますので、ご利用ください。

相談日時等の変更を希望される方や日程調整が困難な方等は、恐れ入りますが2月3日(金)までに商工会へご連絡ください。

確定申告時期は、商工会館内の混雑が予想されることから、いわゆる「3密」が発生しやすい状況となります。ご来会の際は事前に電話等にて職員の空き状況を確認頂くなどのご協力をお願い致します。

場所	開催期間	時間	地区
広島県商工会	1月27日(金)～	9時～	河内地区
	2月28日(火)	16時	
北部会館	2月1日(水)～	9時～	福富地区 豊栄地区
	2月28日(火)	16時	

所得税・消費税の確定申告の税理士の相談日は下記の日程で実施します。

場所	開催日時	時間	地区	講師
広島県商工会	2月24日(金)	9時～ 16時	河内地区	菅川 税理士
	3月2日(木)			
	3月9日(木)			
北部会館	3月1日(水)	9時～ 16時	豊栄地区	菅川 税理士
	3月10日(金)			
北部会館	3月3日(金)	9時～ 16時	福富地区	菅川 税理士
	3月13日(月)			

インボイス登録期限について

お早めにお手続き下さい!!

令和5年10月から「インボイス制度」が開始されます。制度開始後、適格請求書(インボイス)を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

令和5年10月から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

インボイス登録が必要な事業者様はお早めに登録申請をお願いします。

令和4年分確定申告書等に係る注意点

青色申告65万円控除を受けようとする場合は、申告書・決算書全ての電子申告が必要となります。そのため、2月28日(火)までに、商工会へ申告に必要な書類・申告書・決算書をご提出ください。また、確定申告書・決算書を商工会で作成依頼される方で3月1日(水)以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、別途3,300円(税込)を頂くこととなります。****

消費税課税事業者の方は、売上及び経費にかかる税率を10%と8%(軽減税率)に分けて、判るようにしておいてください。

確定申告書にマイナンバーを記載する際や確定申告書を税務署へ提出する際にマイナンバーカード、又は、個人番号確認書類(個人番号通知書等)と身元確認書類の提示または提出が必要となりました。つきましては、商工会を通じて確定申告書の作成・提出される方についても、商工会職員がマイナンバー等を取り扱うため、下記の書類提出(①～③)が必要となります。

①業務委託契約書

②特定個人情報の取扱いに関する同意書

③マイナンバーカード又は、個人番号確認書類(個人番号通知書等)と身元確認書類

なお、昨年以前に当会へ書類(①～③)を提出されている方は、書類②のみ提出が必要となります。

また、今年e-Taxで電子申告される場合は、書類②のみの提出が必要で、マイナンバーカード等の提出は不要です。

確定申告提出書類(①、②の書類は商工会へ提出)		
①業務委託契約書	②特定個人情報の取扱いに関する同意書	③マイナンバーカード (個人番号確認書類・身元確認書類)

今年度提出書類

ア. 以前に商工会へ上記書類①～③を提出された方の場合		
×	○	△※
イ. 以前に商工会へ上記書類①～③を提出されていない方の場合		
○	○	○

※e-Taxで電子申告される場合は提出不要。

「事業継続計画」を作成してみませんか？



事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは？

企業が自然災害や大火災、感染症等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の為の方法、手段等を取り決めておく計画のことです。

【目的】

① 人の命を守る

企業が緊急事態に遭遇した際に、自社に関連する人の命を守る。

② 事業を継続する

優先すべき中核事業、中核事業における重要業務、被害想定、目標復旧時間、事前の対策、緊急時の体制等を取り決めて文書化しておくことで事業の継続や早期の復旧を図ること。

【認定制度】

防災・減災に取り組む事業者がその取組内容(事前対策)を取りまとめた計画(名称: **事業継続力強化計画**)を国が認定する制度があります。

☞認定を受けると活用できる支援策

- ☑低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- ☑防災・減災設備に対する税制措置
- ☑補助金(ものづくり補助金等)の優先採択
- ☑連携を頂ける企業や地方自治体等からの支援措置

☞計画に記載する項目の事例は以下の通りです。

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ・安否確認や避難の実施方法、発生時の初動対応の手順
- ・人員確保、建物、設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的事前対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実行性を確保するための取り組み 等々

☞災害等の不測の事態が起きた時のために、事前に対策を立て早期復旧を図れる体制を構築し、事業の継続力を高めましょう！

【お問い合わせ】 広島県央商工会 TEL 082-437-0180

【参考 URL】 <https://kyoujinnka.smri.go.jp>

東広島市事業者ポータルサイトのご案内



東広島市事業者ポータルサイトとは？

事業活動に役立つ情報を集約した事業者のためのサイトです！ポータルサイトを通じ、事業者や起業したい方をデジタルで支援します。登録することで情報をメールで受け取ることができます。

【事業者ポータルサイトで得られる情報】

- ☑ **セミナー・イベント情報**
市内で開催されるイベント・セミナー等が一覧・カレンダー形式で検索できます。
- ☑ **補助金・支援策**
ビジネスに役立つ国・県・市の補助金や助成金、給付金等に関する情報を公開・配信します。
- ☑ **相談窓口**
事業で発生する様々な課題に対する相談窓口を目的別に検索できます。

【事業ポータルサイトの特徴】

- ・ポータルサイトに登録することで、東広島市以外に、各団体から最新情報がメール等で配信されます。
- ・ポータルサイト登録時「起業検討中」を選択することで、これから起業する人向けの情報をメール等で受け取れます。
- ・LINEで受け取る設定をすると、新着情報をLINEでも受け取ることができます(対応検討中)。
今後ニーズが高い機能を随時リリースしていく予定です。

【利用方法】

令和5年3月に事業者ポータルサイトへの入口(URL)を公開します。
下記URLまたはQRコードから事業者ポータルサイトへアクセスしていただき、ご登録ください。

★事前登録受付中！★

事前登録すれば、事業者ポータルサイトのIDとパスワードを登録住所に郵送します。簡単に申請ができますので、ぜひ申請をお願いします。

【お問い合わせ先】

東広島市 総務部 DX推進監
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 本館5階
TEL: 082-420-0944 FAX: 082-422-1395
http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/5_1/dxpromotion/bregister.html



インバウンド観光誘客環境整備事業(インバウンド対応拡大整備)補助金について



【概要】

令和5年5月に開催が決定したG7広島サミットを契機に回復が見込まれるインバウンドに対応するため、広島サミットに向けて実施する整備を拡大し、海外から広島へ来訪する観光客が感じる観光に関する受入環境のストレスや不満等を解消し、観光客の満足度向上に寄与するとともに、持続可能な観光の推進に資する受入環境の整備を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

【補助金交付の対象事業】

対象事業:インバウンド対応拡大整備(Wi-Fi、キャッシュレス、洋式トイレ、多言語案内標示、多言語HP、ピクトグラム、EV車両導入、EVポート設置、空調・換気設備等)
補助対象経費:工事請負費、備品購入費(※既存備品の買い換えや汎用性のあるパソコン等は対象外)、委託料

【補助対象事業者】

広島県内の観光施設等を運営する、海外から広島へ来訪する観光客が感じる観光に関する受入環境のストレスや不満等を解消する整備に積極的に取り組む
・法人・個人事業主・観光協会・商工会議所・商工会・DMO・DMC・NPO法人等

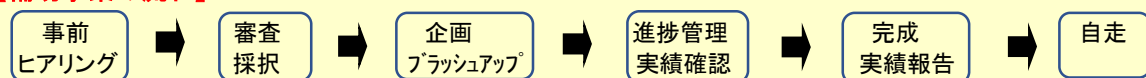
【補助率及び補助上限額】

補助率:補助対象経費の2/3 補助上限額:1,000万円(申請件数:1事業者につき1件) 補助事業期間:交付決定日~令和5年12月28日(木)

【申請期間】

令和4年12月19日(月)~令和5年3月17日(金) 17時まで
(※申請書を提出するには(一社)広島県観光連盟の事前ヒアリングが必須です。※採択された場合、「事業実施主体名」「事業名」「事業概要」「交付金額」を公表します。
※予算額に達した場合は、予告なく公募を打ち切らせていただくことがあります。)

【補助事業の流れ】



申請予定及び採択された事業については、事業実施の各段階において、HITが助言を行うなど支援します。より効果的な事業となるよう、提案内容の一部見直しを行っていただく場合があります。

【お問い合わせ先】

一般社団法人広島県観光連盟 HIT(Hiroshima Tourism Association) 受入環境グループ 〒730-0011 広島市中区基町5-44
TEL:082-221-6516 E-mail: info@kanko-hiroshima.or.jp 受付時間:9時00分~12時00分、13時00分~17時00分 月曜日~金曜日(祝日除く)

《1月~3月行事予定》~1月27日現在 確定行事分のみ掲載~

- 2月 8日(水) 販路開拓商談会(県央商工会)
- 2月 9日(木) 視察研修(工業建設業部会・商業部会合同)
- 2月15日(水) 所得税・消費税確定申告受付開始
- 3月15日(水) 所得税確定申告書提出期限
- 3月31日(金) 消費税確定申告書提出期限

マル経融資 金利改定のお知らせ

マル経金利は、下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 **1.13%** ⇒ 改定後 **1.30% (+0.17%)**

適用年月日: 令和5年1月3日(火)

次回 会報発行予定 3月下旬